（その１）

千葉県
選挙管理委員会
27.3.12
千選管第　号

※収支報告書は、提出されたものがそのままインターネット上において公表されます。

収支報告書（平成 26 年分）

※該当する区分に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
☑ 政党の支部	☐ 政党
☐ その他の政治団体（後援会等）	☐ 政治資金団体
☐ その他の政治団体の支部	☐ 政治資金規正法第19条の2第1項の規定による政治団体

（ふりがな）（みんしゅとうちばけんそうしぶれんごうかい）

1 政治団体の名称　民主党千葉県総支部連合会

2 主たる事務所の所在地　千葉市中央区新千葉2-5-14　ニュー芳野ビル5F

3 代表者の氏名　田嶋　要

4 会計責任者の氏名　田中　信行

活動区域の区分	
☐	２以上の都道府県の区域等
☑	同一の都道府県の区域内

問合せ先

（担当者）　山田　文雄

（電話）　043-302-7710

【留意事項】
国会議員関係政治団体については，1万円を超える支出を記載し，コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお，すべての領収書を保管すること。

国会議員関係政治団体の区分
（政治資金規正法第１９条の７第１項）
☐ 第１号に係る国会議員関係政治団体
☐ 第２号に係る国会議員関係政治団体
・公職の候補者の氏名
・公職の種類
（該当する方に○→）（ 現職 ・ 候補者 ）
・国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
☐ 1年を通じて適用
☐ 対象年の途中での適用の異動あり
（「異動あり」の場合のみ以下を記入）
平成　年　月　日から平成　年　月　日まで

資金管理団体の指定の有無
☑ 無
☐ 有
（以下　指定「有」の場合のみ記載）
・公職の種類
（該当する方に○→）（ 現職 ・ 候補者 ）
・資金管理団体の届出をした者の氏名
・資金管理団体の指定の期間
☐ 1年を通じて適用
☐ 対象年の途中での適用の異動あり
（「異動あり」の場合のみ以下を記入）
平成　年　月　日から平成　年　月　日まで

注意
（1） この表紙に記載する内容は、問合せ先の欄を除き、政治団体に関して届出た内容と一致すること。
（2） 記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の押印が必要です。
（3） 提出にあたっては、記載されたページのみ提出してください。

（下欄は選挙管理委員会が記載。政治団体は何も記載しないこと）

団体コード	年分	届出年月日	翌年への繰越金
15109	26	270312	¥61,019,148

収　支　の　状　況

全団体必要

（その２）

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）宣誓書は提出しなければならない。

１．収支の総括表

				十億	百万	千	円
(1) 収入総額（①+②）	0	1	0		147,	149,	064
①（前年からの繰越額）	0	2	0		68,	150,	064
②（本年の収入額＝A+B+C+D+E+F+G）	0	3	0		78,	999,	000
(2) 支出総額（表(その13-1)の合計額）	0	4	0		86,	129,	916
(3) 翌年への繰越額（(1)－(2)）	0	5	0		61,	019,	148

※収支がない場合であっても、０１０～０５０の欄にはすべて記入すること。

２．収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

				十億	百万	千	円
金額 A	0	6	0		1,	176,	000
員数	0	7	0				588

(2) 寄附

ア 寄附（イを除く。）の区分	行番			金額 十億	百万	千	円	備考
(ｱ) 個人からの寄附	0	8	0		18,	588,	000	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
〔うち特定寄附〕	0	9	0				0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	1	0	0				0	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ｳ) 政治団体からの寄附	1	1	0				0	内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小計（ア）+（イ）+（ウ）	1	2	0		18,	588,	000	080～110の小計を記載すること。
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕	1	3	0				0	内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政党匿名寄附	1	4	0				0	内訳を表(その9)へ記載すること。
合計 B（ア＋イ）	1	5	0		18,	588,	000	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			民主党本部		5	000	000	H26.2.28	東京都千代田区永田町1-11-1	
			〃		5	000	000	H26.3.11	〃	
			〃			500	000	H26.3.31	〃	
			〃			100	000	H26.3.31	〃	
			〃			300	000	H26.4.1	〃	
			〃		1	000	000	H26.4.10	〃	
			〃			300	000	H26.4.14	〃	
			〃		5	000	000	H26.5.9	〃	
			〃			170	000	H26.5.28	〃	
			〃			300	000	H26.10.8	〃	
			〃		3	000	000	H26.10.17	〃	
			〃		9	000	000	H26.10.24	〃	
			〃		5	700	000	H26.10.31	〃	
			〃			900	000	H26.11.7	〃	
			〃		7	000	000	H26.11.26	〃	
8	0	0	この頁の小計		43	270	000			
9	0	0	合計 F							

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			民主党本部		5	000,	000	H26.12.2	東京都千代田区永田町1-11-1	
			〃		9	000,	000	H26.12.10	〃	
			民主党千葉県第10区総支部			10,	000	H26.1.7	〃	
			民主党千葉県第２総支部			5,	000	H26.7.10	〃	
8	0	0	この頁の小計		14,	015,	000			
9	0	0	合計 F		57,	285,	000			

（その６）

（６）その他の収入									
			摘　　要	金　額 十億	百万	千	円	収入 年月日	備　　考
			推薦料返金			500,	000	H26.1.14	岩井泰憲
			再チャレンジ交付金返金			500,	000	H26.3.11	鈴木　均
			新人貸付金返金			300,	000	H26.6.6	滝本恵一
			新人貸付金返金			300,	000	H26.11.28	小椋直樹
			新人貸付金返金			300,	000	H26.12.5	平田悦子
8	0	0	この頁の小計		1,	900,	000		
8	1	0	１件10万円未満のもの			50,	000		
9	0	0	合計 G		1,	950,	000		

→※10万円未満のその他の収入については、合算してこの欄に記載すること。

注意．預金利子や貸付返戻金などについて記載するもので、「摘要」欄にはその区分を記載すること。
ただし、１件１０万円未満の収入については、「１件１０万円未満のもの」欄に合算して記載するだけでよい。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			田嶋　要		1,	099,	000		千葉市稲毛区小仲台5-5-1-405	衆議院議員	
						100,	000	26.1.10			
						100,	000	26.2.10			
						100,	000	26.3.10			
						100,	000	26.4.10			
						100,	000	26.5.9			
						100,	000	26.6.10			
						99,	000	26.7.10			
						100,	000	26.8.8			
						100,	000	26.9.10			
						100,	000	26.10.10			
						100,	000	26.11.10			
8	0	0	この頁の小計		1,	099,	000				
8	1	0	その他の寄附				0				
9	0	0	合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）				寄附者の区分	個人		
		寄附者の氏名	金額（十億 百万 千 円）	年月日	住所	職業	備考
		野田　佳彦	1,099,000		船橋市薬円台6-21-10	衆議院議員	
			100,000	26.1.10			
			100,000	26.2.10			
			100,000	26.3.10			
			100,000	26.4.10			
			100,000	26.5.9			
			100,000	26.6.10			
			99,000	26.7.10			
			100,000	26.8.8			
			100,000	26.9.10			
			100,000	26.10.10			
			100,000	26.11.10			
8	0	0	この頁の小計	1,099,000			
8	1	0	その他の寄附	0	→ ※ 下記注意(1)参照。		
9	0	0	合計		→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			生方　幸夫		1,	099,	000		松戸市上本郷1444-6	衆議院議員	
						100,	000	26.1.10			
						100,	000	26.2.10			
						100,	000	26.3.10			
						100,	000	26.4.10			
						100,	000	26.5.9			
						100,	000	26.6.10			
						99,	000	26.7.10			
						100,	000	26.8.8			
						100,	000	26.9.10			
						100,	000	26.10.10			
						100,	000	26.11.10			
8	0	0	この頁の小計		1,	099,	000				
8	1	0	その他の寄附				0				
9	0	0	合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			奥野　総一郎		1,	099,	000		千葉市中央区亀岡町8-8	衆議院議員	
						100,	000	26.1.10			
						100,	000	26.2.10			
						100,	000	26.3.10			
						100,	000	26.4.10			
						100,	000	26.5.9			
						100,	000	26.6.10			
						99,	000	26.7.10			
						100,	000	26.8.8			
						100,	000	26.9.10			
						100,	000	26.10.10			
						100,	000	26.11.10			
8	0	0	この頁の小計		1,	099,	000				
8	1	0	その他の寄附				0				
9	0	0	合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			若井　康彦		1,	099,	000		白井市大山口2-4-6-306	衆議院議員	
						100,	000	26.1.10			
						100,	000	26.2.10			
						100,	000	26.3.10			
						100,	000	26.4.10			
						100,	000	26.5.9			
						100,	000	26.6.10			
						99,	000	26.7.10			
						100,	000	26.8.8			
						100,	000	26.9.10			
						100,	000	26.10.10			
						100,	000	26.11.10			
8	0	0	この頁の小計		1,	099,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			長浜　博行		1,	199,	000		浦安市美浜4-12-4	参議院議員	
						100,	000	26.1.10			
						100,	000	26.2.10			
						100,	000	26.3.10			
						100,	000	26.4.10			
						100,	000	26.5.9			
						100,	000	26.6.10			
						99,	000	26.7.10			
						100,	000	26.8.8			
						100,	000	26.9.10			
						100,	000	26.10.10			
						100,	000	26.11.10			
						100,	000	26.12.10			
8	0	0	この頁の小計		1,	199,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			小西　洋之		1,	199,	000		東京都千代田区麹町4-7	参議院議員	
						100,	000	26.1.10			
						100,	000	26.2.10			
						100,	000	26.3.10			
						100,	000	26.4.10			
						100,	000	26.5.9			
						100,	000	26.6.10			
						99,	000	26.7.10			
						100,	000	26.8.8			
						100,	000	26.9.10			
						100,	000	26.10.10			
						100,	000	26.11.10			
						100,	000	26.12.10			
8	0	0	この頁の小計		1,	199,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			網中　肇			359,	000		千葉市中央区宮崎町663-2-604	千葉県議会議員	
						30,	000	26.1.21			
						30,	000	26.2.21			
						30,	000	26.3.20			
						30,	000	26.4.21			
						30,	000	26.5.21			
						30,	000	26.6.20			
						29,	000	26.7.18			
						30,	000	26.8.21			
						30,	000	26.9.19			
						30,	000	26.10.21			
						30,	000	26.11.21			
						30,	000	26.12.19			
8	0	0	この頁の小計			359,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			河野　俊紀			359,	000		千葉市美浜区打瀬1-2-2-F1305	千葉県議会議員	
						30,	000	26.1.21			
						30,	000	26.2.21			
						30,	000	26.3.20			
						30,	000	26.4.21			
						30,	000	26.5.21			
						30,	000	26.6.20			
						29,	000	26.7.18			
						30,	000	26.8.21			
						30,	000	26.9.19			
						30,	000	26.10.21			
						30,	000	26.11.21			
						30,	000	26.12.19			
8	0	0	この頁の小計			359,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			天野　行雄			359,	000		千葉市稲毛区園生町487-63	千葉県議会議員	
						30,	000	26.1.21			
						30,	000	26.2.21			
						30,	000	26.3.20			
						30,	000	26.4.21			
						30,	000	26.5.21			
						30,	000	26.6.20			
						29,	000	26.7.18			
						30,	000	26.8.21			
						30,	000	26.9.19			
						30,	000	26.10.21			
						30,	000	26.11.21			
						30,	000	26.12.19			
8	0	0	この頁の小計			359,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			石井　敏雄			359,	000		八千代市桑納430・431番地合併	千葉県議会議員	
						30,	000	26.1.21			
						30,	000	26.2.21			
						30,	000	26.3.20			
						30,	000	26.4.21			
						30,	000	26.5.21			
						30,	000	26.6.20			
						29,	000	26.7.18			
						30,	000	26.8.21			
						30,	000	26.9.19			
						30,	000	26.10.21			
						30,	000	26.11.21			
						30,	000	26.12.19			
8	0	0	この頁の小計			359,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			竹内　圭司			359	000		千葉市緑区おゆみ野3-17-10-203	千葉県議会議員	
						30	000	26.1.21			
						30	000	26.2.21			
						30	000	26.3.20			
						30	000	26.4.21			
						30	000	26.5.21			
						30	000	26.6.20			
						29	000	26.7.18			
						30	000	26.8.21			
						30	000	26.9.19			
						30	000	26.10.21			
						30	000	26.11.21			
						30	000	26.12.19			
8	0	0	この頁の小計			359	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			堀江　はつ			359,	000		船橋市西船2-27-23	千葉県議会議員	
						30,	000	26.1.21			
						30,	000	26.2.21			
						30,	000	26.3.20			
						30,	000	26.4.21			
						30,	000	26.5.21			
						30,	000	26.6.20			
						29,	000	26.7.18			
						30,	000	26.8.21			
						30,	000	26.9.19			
						30,	000	26.10.21			
						30,	000	26.11.21			
						30,	000	26.12.19			
8	0	0	この頁の小計			359,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			矢崎　堅太郎			359,	000		浦安市明海3-2-11-203	千葉県議会議員	
						30,	000	26.1.21			
						30,	000	26.2.21			
						30,	000	26.3.20			
						30,	000	26.4.21			
						30,	000	26.5.21			
						30,	000	26.6.20			
						29,	000	26.7.18			
						30,	000	26.8.21			
						30,	000	26.9.19			
						30,	000	26.10.21			
						30,	000	26.11.21			
						30,	000	26.12.19			
8	0	0	この頁の小計			359,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			湯浅　和子			359	000		松戸市小金原4-13-20	千葉県議会議員	
						30	000	26.1.21			
						30	000	26.2.21			
						30	000	26.3.20			
						30	000	26.4.21			
						30	000	26.5.21			
						30	000	26.6.20			
						29	000	26.7.18			
						30	000	26.8.21			
						30	000	26.9.19			
						30	000	26.10.21			
						30	000	26.11.21			
						30	000	26.12.19			
8	0	0	この頁の小計			359	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			礒部　裕和			359,	000		野田市岩名1-41-20	千葉県議会議員	
						30,	000	26. 1. 21			
						30,	000	26. 2. 21			
						30,	000	26. 3. 20			
						30,	000	26. 4. 21			
						30,	000	26. 5. 21			
						30,	000	26. 6. 20			
						29,	000	26. 7. 18			
						30,	000	26. 8. 21			
						30,	000	26. 9. 19			
						30,	000	26. 10. 21			
						30,	000	26. 11. 21			
						30,	000	26. 12. 19			
8	0	0	この頁の小計			359,	000				
8	1	0	その他の寄附				0				
9	0	0	合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）							寄附者の区分	個人			
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			中田　学			359,	000		柏市塚崎2-7-29	千葉県議会議員	
						30,	000	26.1.21			
						30,	000	26.2.21			
						30,	000	26.3.20			
						30,	000	26.4.21			
						30,	000	26.5.21			
						30,	000	26.6.20			
						29,	000	26.7.18			
						30,	000	26.8.21			
						30,	000	26.9.19			
						30,	000	26.10.21			
						30,	000	26.11.21			
						30,	000	26.12.19			
8	0	0	この頁の小計			359,	000				
8	1	0	その他の寄附				0				
9	0	0	合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			田中　信行			359,	000		千葉市若葉区桜木7-3-34	千葉県議会議員	
						30,	000	26.1.21			
						30,	000	26.2.21			
						30,	000	26.3.20			
						30,	000	26.4.21			
						30,	000	26.5.21			
						30,	000	26.6.20			
						29,	000	26.7.18			
						30,	000	26.8.21			
						30,	000	26.9.19			
						30,	000	26.10.21			
						30,	000	26.11.21			
						30,	000	26.12.19			
8	0	0	この頁の小計			359,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			横堀　喜一郎			359,	000		茂原市茂原233	千葉県議会議員	
						30,	000	26.1.21			
						30,	000	26.2.21			
						30,	000	26.3.20			
						30,	000	26.4.21			
						30,	000	26.5.21			
						30,	000	26.6.20			
						29,	000	26.7.18			
						30,	000	26.8.21			
						30,	000	26.9.19			
						30,	000	26.10.21			
						30,	000	26.11.21			
						30,	000	26.12.19			
8	0	0	この頁の小計			359,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			石井　宏子			359,	000		君津市外箕輪4-14-12	千葉県議会議員	
						30,	000	26.1.21			
						30,	000	26.2.21			
						30,	000	26.3.20			
						30,	000	26.4.21			
						30,	000	26.5.21			
						30,	000	26.6.20			
						29,	000	26.7.18			
						30,	000	26.8.21			
						30,	000	26.9.19			
						30,	000	26.10.21			
						30,	000	26.11.21			
						30,	000	26.12.19			
8	0	0	この頁の小計			359,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			髙橋　浩			359,	000		木更津市本郷1-6-23	千葉県議会議員	
						30,	000	26.1.21			
						30,	000	26.2.21			
						30,	000	26.3.20			
						30,	000	26.4.21			
						30,	000	26.5.21			
						30,	000	26.6.20			
						29,	000	26.7.18			
						30,	000	26.8.21			
						30,	000	26.9.19			
						30,	000	26.10.21			
						30,	000	26.11.21			
						30,	000	26.12.19			
			岩井　泰憲			30,	000	26.1.21	千葉県印旛郡栄町竜角寺台1-7-4	千葉県議会議員	
8	0	0	この頁の小計			389,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			三井　美和香			239,	000		千葉市中央区登戸1-11-13-203	千葉市議会議員	
						20,	000	26.1.21			
						20,	000	26.2.21			
						20,	000	26.3.20			
						20,	000	26.4.18			
						20,	000	26.5.21			
						20,	000	26.6.20			
						19,	000	26.7.18			
						20,	000	26.8.21			
						20,	000	26.9.19			
						20,	000	26.10.21			
						20,	000	26.11.21			
						20,	000	26.12.19			
8	0	0	この頁の小計			239,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			布施　貴良			239	000		千葉市美浜区高洲3-4-12-202	千葉市議会議員	
						20	000	26.1.21			
						20	000	26.2.21			
						20	000	26.3.20			
						20	000	26.4.18			
						20	000	26.5.21			
						20	000	26.6.20			
						19	000	26.7.18			
						20	000	26.8.21			
						20	000	26.9.19			
						20	000	26.10.21			
						20	000	26.11.21			
						20	000	26.12.19			
8	0	0	この頁の小計			239	000				
8	1	0	その他の寄附				0				
9	0	0	合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			田畑　直子			239,	000		千葉市美浜区真砂2-15-1-905	千葉市議会議員	
						20,	000	26.1.21			
						20,	000	26.2.21			
						20,	000	26.3.20			
						20,	000	26.4.18			
						20,	000	26.5.21			
						20,	000	26.6.20			
						19,	000	26.7.18			
						20,	000	26.8.21			
						20,	000	26.9.19			
						20,	000	26.10.21			
						20,	000	26.11.21			
						20,	000	26.12.19			
8	0	0	この頁の小計			239,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			川合　隆史			239,	000		千葉市稲毛区小仲台8-12-1-101	千葉市議会議員	
						20,	000	26.1.21			
						20,	000	26.2.21			
						20,	000	26.3.20			
						20,	000	26.4.18			
						20,	000	26.5.21			
						20,	000	26.6.20			
						19,	000	26.7.18			
						20,	000	26.8.21			
						20,	000	26.9.19			
						20,	000	26.10.21			
						20,	000	26.11.21			
						20,	000	26.12.19			
8	0	0	この頁の小計			239,	000				
8	1	0	その他の寄附				0				
9	0	0	合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）							寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千 円	年月日	住所	職業	備考
			三瓶　輝枝			239,000		千葉市花見川区花園1-10-3-103	千葉市議会議員	
						20,000	26.1.21			
						20,000	26.2.21			
						20,000	26.3.20			
						20,000	26.4.18			
						20,000	26.5.21			
						20,000	26.6.20			
						19,000	26.7.18			
						20,000	26.8.21			
						20,000	26.9.19			
						20,000	26.10.21			
						20,000	26.11.21			
						20,000	26.12.19			
8	0	0	この頁の小計			239,000				
8	1	0	その他の寄附			0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）							寄附者の区分	個人			
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			段木　和彦			239,	000		千葉市花見川区花島町430-8	千葉市議会議員	
						20,	000	26.1.21			
						20,	000	26.2.21			
						20,	000	26.3.20			
						20,	000	26.4.18			
						20,	000	26.5.21			
						20,	000	26.6.20			
						19,	000	26.7.18			
						20,	000	26.8.21			
						20,	000	26.9.19			
						20,	000	26.10.21			
						20,	000	26.11.21			
						20,	000	26.12.19			
8	0	0	この頁の小計			239,	000				
8	1	0	その他の寄附				0				
9	0	0	合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			白鳥　誠			239,	000		千葉市緑区おゆみ野南2-97-9	千葉市議会議員	
						20,	000	26.1.21			
						20,	000	26.2.21			
						20,	000	26.3.20			
						20,	000	26.4.18			
						20,	000	26.5.21			
						20,	000	26.6.20			
						19,	000	26.7.18			
						20,	000	26.8.21			
						20,	000	26.9.19			
						20,	000	26.10.21			
						20,	000	26.11.21			
						20,	000	26.12.19			
8	0	0	この頁の小計			239,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			麻生　紀雄			239,	000		千葉市若葉区都賀の台3-10-37	千葉市議会議員	
						20,	000	26.1.21			
						20,	000	26.2.21			
						20,	000	26.3.20			
						20,	000	26.4.18			
						20,	000	26.5.21			
						20,	000	26.6.20			
						19,	000	26.7.18			
						20,	000	26.8.21			
						20,	000	26.9.19			
						20,	000	26.10.21			
						20,	000	26.11.21			
						20,	000	26.12.19			
8	0	0	この頁の小計			239,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			山浦　衛			120,	000		千葉市稲毛区黒砂2-5-15	千葉市議会議員	
						20,	000	26.1.21			
						20,	000	26.2.21			
						20,	000	26.3.20			
						20,	000	26.4.18			
						20,	000	26.5.21			
						20,	000	26.6.20			
8	0	0	この頁の小計			120,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）							寄附者の区分	個人			
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			山口　勇			119	000		八千代市八千代台東1-7-2	市議会議員	
						10	000	26.1.21			
						10	000	26.2.21			
						10	000	26.3.20			
						10	000	26.4.21			
						10	000	26.5.21			
						10	000	26.6.20			
						9	000	26.7.18			
						10	000	26.8.21			
						10	000	26.9.19			
						10	000	26.10.21			
						10	000	26.11.21			
						10	000	26.12.19			
8	0	0	この頁の小計			119	000				
8	1	0	その他の寄附				0				
9	0	0	合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			河野　慎一			119,	000		八千代市萱田町1028	市議会議員	
						10,	000	26.1.21			
						10,	000	26.2.21			
						10,	000	26.3.20			
						10,	000	26.4.21			
						10,	000	26.5.21			
						10,	000	26.6.20			
						9,	000	26.7.18			
						10,	000	26.8.21			
						10,	000	26.9.19			
						10,	000	26.10.21			
						10,	000	26.11.21			
						10,	000	26.12.19			
8	0	0	この頁の小計			119,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）							寄附者の区分	個人			
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			木村　孝			59	000	26.10.16	習志野市谷津7-2-2	市議会議員	
			市角　雄幸			119	000		習志野市大久保1-8-13	市議会議員	
						59	000	26.7.3			
						60	000	26.11.25			
			竹内　直子			59	000	26.11.27	市原市ちはら台西1-3-401	市議会議員	
8	0	0	この頁の小計			237	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			斉藤　誠			119,	000		船橋市海神4-22-12	市議会議員	
						10,	000	26.1.21			
						10,	000	26.2.21			
						10,	000	26.3.20			
						10,	000	26.4.21			
						10,	000	26.5.21			
						10,	000	26.6.20			
						9,	000	26.7.18			
						10,	000	26.8.21			
						10,	000	26.9.19			
						10,	000	26.10.21			
						10,	000	26.11.21			
						10,	000	26.12.19			
8	0	0	この頁の小計			119,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			野田　剛彦			119,	000		船橋市習志野台4-54-7-303	市議会議員	
						59,	000	26.7.28			
						60,	000	26.12.11			
8	0	0	この頁の小計			119,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			津曲　俊明			119,	000		船橋市高根台7-33-1-314	市議会議員	
						10,	000	26.1.28			
						10,	000	26.3.10			
						10,	000	26.3.28			
						10,	000	26.4.30			
						10,	000	26.5.30			
						9,	000	26.7.2			
						10,	000	26.7.29			
						10,	000	26.8.22			
						10,	000	26.9.24			
						10,	000	26.11.6			
						10,	000	26.11.14			
						10,	000	26.12.22			
8	0	0	この頁の小計			119,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）							寄附者の区分	個人			
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			守屋　貴子			119,	000		市川市南八幡4-7-3-402	市議会議員	
						59,	000	26.7.18			
						60,	000	26.12.3			
			石原　義規			119,	000		市川市真間4-11-C202	市議会議員	
						59,	000	26.7.15			
						60,	000	26.11.21			
			岡野　純子			59,	000	26.7.16	浦安市明海4-2-11-1902	市議会議員	
			粕谷　淳子			109,	000		松戸市松戸1125-4-505	市議会議員	
						59,	000	26.7.2			
						50,	000	26.11.21			
			関根　治朗			119,	000		松戸市北松戸2-14-4	市議会議員	
						59,	000	26.7.3			
						60,	000	26.11.28			
8	0	0	この頁の小計			525,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			藤井　俊行			119,	000		流山市西初石1-776-36	市議会議員	
						10,	000	26. 1. 27			
						10,	000	26. 3. 5			
						10,	000	26. 4. 1			
						10,	000	26. 4. 24			
						10,	000	26. 5. 26			
						9,	000	26. 6. 25			
						10,	000	26. 7. 28			
						10,	000	26. 8. 26			
						10,	000	26. 9. 26			
						10,	000	26. 10. 24			
						10,	000	26. 11. 27			
						10,	000	26. 12. 26			
8	0	0	この頁の小計			119,	000				
8	1	0	その他の寄附				0				
9	0	0	合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）							寄附者の区分	個人			
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			石原　義雄			119,	000		野田市尾崎225	市議会議員	
						59,	000	26.7.1			
						60,	000	26.11.20			
			滝本　恵一			69,	000	26.12.12	野田市木間ケ瀬4874-8	市議会議員	
			小椋　直樹			69,	000	26.12.8	野田市岩名1-27-17　間中ﾋﾞﾙ301	市議会議員	
			永野　正敏			119,	000		柏市豊四季816-515-102	市議会議員	
						59,	000	26.7.16			
						60,	000	26.12.2			
			飯塚　誠			119,	000		我孫子市湖北台10-10-4	市議会議員	
						59,	000	26.7.1			
						60,	000	26.12.10			
			広瀬　義積			119,	000		四街道市さちが丘1-22-5	市議会議員	
						59,	000	26.7.28			
						60,	000	26.12.18			
8	0	0	この頁の小計			614,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			吉本　貴美子			119,	000		四街道市大日118-13	市議会議員	
						59,	000	26.6.30			
						60,	000	26.11.21			
			鈴木　陽介			119,	000		四街道市和良比915-3	市議会議員	
						59,	000	26.7.2			
						60,	000	26.12.8			
			桐生　政広			129,	000		佐倉市中志津3-9-1	市議会議員	
						59,	000	26.7.14			
						70,	000	26.11.21			
8	0	0	この頁の小計			367,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			髙木　大輔			119	000		佐倉市上志津1599-6	市議会議員	
						10	000	26.1.21			
						10	000	26.2.21			
						10	000	26.3.19			
						10	000	26.4.21			
						10	000	26.5.22			
						10	000	26.6.20			
						9	000	26.7.18			
						10	000	26.8.21			
						10	000	26.9.22			
						10	000	26.10.21			
						10	000	26.11.21			
						10	000	26.12.19			
8	0	0	この頁の小計			119	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			海保　茂喜			119,	000		成田市荒海5-4	市議会議員	
						59,	000	26.7.15			
						60,	000	26.11.27			
			伊藤　昌一			119,	000		成田市宝田1122	市議会議員	
						59,	000	26.11.6			
						60,	000	26.12.8			
			鎌倉　金			119,	000		銚子市愛宕町3212-1-1	市議会議員	
						59,	000	26.7.2			
						60,	000	26.11.21			
			山崎　等			119,	000		匝瑳市高2976	市議会議員	
						59,	000	26.6.30			
						10,	000	26.7.31			
						10,	000	26.8.29			
						10,	000	26.9.30			
						30,	000	26.11.28			
8	0	0	この頁の小計			476,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）							寄附者の区分	個人			
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			前田　正志			119,	000		茂原市東茂原16-181	市議会議員	
						59,	000	26.6.23			
						60,	000	26.12.10			
			飯嶋　桂			59,	000		千葉県山武郡九十九里町片貝1345	町議会議員	
						29,	000	26.7.4			
						30,	000	26.12.17			
			平田　悦子			20,	000	26.11.21	君津市南子安9-5-11	市議会議員	
			佐藤　繁夫			119,	000		富里市御料952	市議会議員	
						59,	000	26.6.30			
						60,	000	26.12.8			
			栗原　恒治			119,	000		富里市十倉185-453	市議会議員	
						59,	000	26.6.30			
						60,	000	26.12.8			
8	0	0	この頁の小計			436,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			針貝　和幸			119,	000		鎌ヶ谷市北中沢3-10-31	市議会議員	
						59,	000	26.7.7			
						60,	000	26.12.16			
8	0	0	この頁の小計			119,	000				
8	1	0	その他の寄附				0				
9	0	0	合計		18,	588,	000				

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

(その13-1)

3．支出項目別金額の内訳

（1）支出の総括表

項目					金額 十億	百万	千	円	備考	
1 経常経費										
	(1) 人件費	0	1	0			17,459	042		
	(2) 光熱水費	0	2	0			394	695		
	(3) 備品・消耗品費	0	3	0			1,165	065		
	(4) 事務所費	0	4	0			6,970	636		
	小計 ((1)～(4))	8	0	0			25,989	438		
2 政治活動費					十億	百万	千	円		
	(1) 組織活動費	0	5	0			6,572	033		
	(2) 選挙関係費	0	6	0			12,919	101		
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※	0	7	0			809	494	うち本部・支部間の交付金	218,275
	（内訳）ア 機関紙誌の発行事業費	0	8	0			218	275	うち本部・支部間の交付金	218,275
	（内訳）イ 宣伝事業費	0	9	0			591	219		
	（内訳）ウ 政治資金パーティー開催事業費	1	0	0				0		
	（内訳）エ その他の事業費	1	1	0				0		
	(4) 調査研究費	1	2	0			49	850		
	(5) 寄附・交付金	1	3	0			38,890	000	うち本部・支部間の交付金	24,990,000
	(6) その他の経費	1	4	0			900	000		
	小計 ((1)～(6))	8	0	1			60,140	478	うち本部・支部間の交付金合計	25,208,275円
合計		9	0	0			86,129	916	←(800)行と(801)行の合計を記載すること。	

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、（その16）を添付すること。

注意　支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること（詳細は表（その 14）、（その 15-1）及び（その 15-2）の注意書きを参照。

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書（その 14）	政治活動費内訳書（その 15-1）	政治活動費内訳書（その 15-2）
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出（「コピー機により複写した領収書の写し」が必要）	必要	必要	政治資金パーティーを開催した場合に必要
上記以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）	1件5万円以上の支出（「コピー機により複写した領収書の写し」が必要）	不要 ※資金管理団体は必要		

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1. 組織活動費　5. その他の事業費 2. 選挙関係費　6. 調査研究費 3. 機関紙誌の発行事業費　7. 寄附・交付金 4. 宣伝事業費　8. その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （ 大会費 ）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
議案印刷費			67,	200	H26. 1. 28	㈱弘報社印刷	千葉市緑区古市場町474-268	
議案印刷費			229,	950	H26. 2. 17	㈱弘報社印刷	千葉市緑区古市場町474-268	
大会看板代			69,	300	H26. 2. 24	㈱メロウリンク企画	千葉市中央区中央4-12-12中央土地建物ビル206号室	
大会会場費			394,	503	H26. 2. 25	㈱千葉京成ホテル	千葉市中央区本千葉町15-1	
大会懇親会代			797,	030	H26. 2. 25	㈱千葉京成ホテル	千葉市中央区本千葉町15-1	
この頁の小計		1,	557,	983				
その他の支出				0				
合計		1,	557,	983				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　　5．その他の事業費 2．選挙関係費　　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （行事・会議費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
懇親会			55	000	H26.1.6	和ひろ	千葉市中央区本千葉町1-6ビレッジ103-B-1	
懇親会			50	000	H26.3.21	SFPダイニング(株)	東京都世田谷区玉川2-24-7萩原第２ビル２F	
懇親会			52	000	H26.4.3	津軽	千葉市中央区長洲1-12-20	
懇親会			64	918	H26.4.22	(株)鴨川グランドホテル	鴨川市広場820	
懇親会			183	600	H26.4.22	屋形船・つり舟　芝浦　石川	東京都港区芝浦4-12-44	
懇親会			157	650	H26.5.7	名鉄観光サービス株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅南2-14-19　住友生命名古屋ビル８階	
地方議員団会議			142	495	H26.5.21	(株)千葉京成ホテル	千葉市中央区本千葉町15-1	
地方議員団懇親会			242	399	H26.5.21	(株)千葉京成ホテル	千葉市中央区本千葉町15-1	
懇親会			223	836	H26.7.23	(株)千葉マリンスタジアム	千葉市中央区富士見1-3-2	
会議室料			123	215	H26.7.30	(株)千葉京成ホテル	千葉市中央区本千葉町15-1	
会議室料			84	539	H26.11.4	(株)千葉京成ホテル	千葉市中央区本千葉町15-1	
懇親会			90	000	H26.11.29	京料理　京あかり	千葉市中央区弁天2-20-19	
会議室料			154	440	H26.12.11	(株)ティーケーピー　ガーデンシティ千葉	千葉市中央区問屋町1-45カンデオホテルズ内	
この頁の小計			1,624	092				
その他の支出								
合計								

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（2） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （行事・会議費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
視察キャンセル料			102,	740	H26.12.24	(株)日本旅行千葉支店	千葉市中央区中央2-3-16	
飲食代			53,	189	H26.12.24	(株)千葉京成ホテル	千葉市中央区本千葉町15-1	
懇親会			50,	000	H26.12.26	５１/２cafe	習志野市津田沼2-6-34白鳥ビル103	
この頁の小計			205,	929				
その他の支出			745,	028				
合計			2,575,	049				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） ①　組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　７．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　旅費交通費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
宿泊代			105	620	H26.5.21	名鉄観光サービス株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅南2-14-19　住友生命名古屋ビル8階	
この頁の小計			105	620				
その他の支出		1	146	520				
合計		1	252	140				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（2） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） ①. 組織活動費　　5．その他の事業費 2．選挙関係費　　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　涉外費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計				0				
その他の支出			413	200				
合計			413	200				

→ ※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○) ①．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　７．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 （　交際費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
御見舞金			50	000	H26.2.15	市角雄幸	習志野市大久保1-8-13	領収書なし
香典			50	000	H26.4.25	加賀谷美代子	千葉市稲毛区作草部町647-11	領収書なし
懇親会			60	277	H26.11.6	㈱千葉京成ホテル	千葉市中央区本千葉町15-1	
懇親会			50	649	H26.12.8	㈱千葉京成ホテル	千葉市中央区本千葉町15-1	

この頁の小計			210	926
その他の支出			562	735
合　計			773	661

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　　5．その他の事業費 ②　選挙関係費　　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　公認推薦料　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
公認料	400,000	H26.5.19	石原義雄	野田市尾崎225	
公認料	500,000	H26.5.19	小椋直樹	野田市尾崎台33-4	
公認料	500,000	H26.5.19	滝本恵一	野田市木間ヶ瀬4874-8	
推薦料	50,000	H26.10.20	平田悦子	君津市南子安9-5-11	
公認料	400,000	H26.11.10	関根ジロー	松戸市北松戸2-14-4	
公認料	400,000	H26.12.15	山口勇	八千代市八千代台東1-7-2	
公認料	400,000	H26.12.15	河野慎一	八千代市萱田町1028	
この頁の小計	2,650,000				
その他の支出	10,000				
合計	2,660,000				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（2） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 (2) 選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　陣中見舞　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計				0				
その他の支出			20	000				
合計			20	000				

→※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表（その15-2）へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　　5．その他の事業費 2．選挙関係費　　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　選挙宣伝費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 千億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
新聞折込み料	6,168,625	H26.12.8	(株)読売千葉広告社	千葉市中央区富士見2-17-16	
新聞折込み料	2,360,836	H26.12.8	(株)読売千葉広告社	千葉市中央区富士見2-17-16	
宣伝車レンタル代	779,760	H26.12.11	(株)メロウリンク企画	千葉市中央区中央4-12-12中央土地建物ビル206号室	
宣伝車レンタル代	798,120	H26.12.11	(株)メロウリンク企画	千葉市中央区中央4-12-12中央土地建物ビル206号室	
宣伝車シール代	58,320	H26.12.11	(株)メロウリンク企画	千葉市中央区中央4-12-12中央土地建物ビル206号室	
この頁の小計	10,165,661				
その他の支出	73,440				
合計	10,239,101				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（2） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 ③ 機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　制作・印刷費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
「プレス民主」代金			106,	375	H26.6.3	民主党プレス民主編集部	東京都千代田区永田町1-11-1	
「プレス民主」代金			111,	900	H26.11.13	民主党プレス民主編集部	東京都千代田区永田町1-11-1	
この頁の小計			218,	275				
その他の支出				0				
合計			218,	275				

→ ※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表（その15-2）へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　　5．その他の事業費 2．選挙関係費　　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　　7．寄附・交付金 ④．宣伝事業費　　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　宣伝広告費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
ビラ印刷代			70	665	H26.1.22	㈱メロウリンク企画	千葉市中央区中央4-12-12中央土地建物ビル206号室	
HP年間保守料			134	827	H26.4.9	㈱メロウリンク企画	千葉市中央区中央4-12-12中央土地建物ビル206号室	
HP保守編集料			60	000	H26.11.4	いさおリンク	東京都豊島区南長崎5-13-12-308	
この頁の小計			265	492				
その他の支出				0				
合計			265	492				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　　5．その他の事業費 2．選挙関係費　　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　　7．寄附・交付金 ④ 宣伝事業費　　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （遊説費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
宣伝車保険代			86	970	H26.2.4	㈱損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1-26-1	
車検代			133	154	H26.2.4	千葉日産自動車株式会社	千葉市中央区都町3-2-2	
この頁の小計			220	124				
その他の支出			105	603				
合計			325	727				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（2）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　　5．その他の事業費 2．選挙関係費　　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　　8．その他の経費	項目別区分 小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （書籍購入費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千　円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計			0				
その他の支出			49,850				
合　計			49,850				

→※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　　5．その他の事業費 2．選挙関係費　　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　⑦．寄附・交付金 4．宣伝事業費　　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　寄附金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
寄附金			200	000	H26.4.1	石原　義雄	野田市尾崎1443-1　尾崎六区自治会館	
寄附金			200	000	H26.4.1	滝本　恵一	野田氏上花輪869　キッコーマン労働会館内	
寄附金			200	000	H26.4.1	小椋　直樹	野田市岩名2023-35	
寄附金			200	000	H26.7.18	山崎　等	匝瑳市高2976	
寄附金			100	000	H26.7.30	民主政令指定都市政策協議会	神奈川県横浜市中区港町1-1　横浜市役所内	
寄附金			300	000	H26.9.30	山口　勇	八千代市八千代台東1-7-2	
寄附金			300	000	H26.9.30	河野　慎一	八千代市萱田町1028	
寄附金			300	000	H26.9.30	安藤　淳子	松戸市上本郷2735	
寄附金			300	000	H26.9.30	関根　ジロー	松戸市北松戸2-14-4	
寄附金			100	000	H26.9.30	石原義雄	野田市尾崎225	
寄附金			100	000	H26.10.3	山崎　等	匝瑳市高2976	
寄附金			300	000	H26.10.30	あみなか肇後援会	千葉市中央区宮崎町663-2-604	
寄附金			300	000	H26.10.30	河野としのりを支える会	千葉市美浜区打瀬1-2-2-F1305	
この頁の小計		2	900	000				
その他の支出								
合計								

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表（その15-2）へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　　5．その他の事業費 2．選挙関係費　　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　　⑦．寄附・交付金 4．宣伝事業費　　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　寄附金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
寄附金			300	000	H26.10.30	天野ゆきお後援会	千葉市稲毛区穴川2-12-6　穴川第一ビル1F	
寄附金			300	000	H26.10.30	石井としお後援会	八千代市桑納430・431番地合併	
寄附金			300	000	H26.10.30	竹内　圭司	千葉市緑区おゆみ野3-17-10-203	
寄附金			300	000	H26.10.30	はつらつ県政を実現させる市民の会	船橋市西船2-27-23	
寄附金			300	000	H26.10.30	地方政治政策研究会	浦安市今川4-2-2-1	
寄附金			300	000	H26.10.30	湯浅和子後援会	松戸市小金原4-13-20	
寄附金			300	000	H26.10.30	礒部　裕和	野田市尾崎837-41　戸田ビル102	
寄附金			300	000	H26.10.30	中田学会	柏市塚崎2-7-29	
寄附金			300	000	H26.10.30	田中信行後援会	千葉市若葉区桜木6-14-6クレインシティ107	
寄附金			300	000	H26.10.30	横堀喜一郎を励ます会	茂原市茂原233	
寄附金			300	000	H26.10.30	わかば	君津市外箕輪4-14-12	
寄附金			300	000	H26.10.30	高橋　浩	木更津市東太田1-9-30	
寄附金			300	000	H26.10.30	三井　美和香	千葉市中央区登戸1-11-13-203	
この頁の小計		3	900	000				
その他の支出								
合計								

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　⑦．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　寄附金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
寄附金			300,	000	H26.10.30	布施まさよし後援会	千葉市美浜区高洲3-4-12-101	
寄附金			300,	000	H26.10.30	たばた直子後援会	千葉市美浜区真砂3-4-4-2F	
寄附金			300,	000	H26.10.30	川合隆史後援会	千葉市稲毛区小仲台8-12-1-101	
寄附金			300,	000	H26.10.30	三瓶　輝枝	千葉市花見川区花園1-10-3-103	
寄附金			300,	000	H26.10.30	段木　和彦	千葉市花見川区花島町430-8	
寄附金			300,	000	H26.10.30	白鳥誠後援会	千葉市緑区おゆみ野南2-97-9	
寄附金			300,	000	H26.10.30	麻生のりお後援会	千葉市若葉区都賀の台3-10-37	
寄附金			200,	000	H26.10.31	木村　孝	習志野市谷津7-2-2	
寄附金			200,	000	H26.10.31	いちずみ雄幸後援会	習志野市大久保1-8-13	
寄附金			200,	000	H26.10.31	竹内　直子	市原市ちはら台西1-3-401	
寄附金			200,	000	H26.10.31	さいとう誠と政策を作る会	船橋市海神4-22-12	
寄附金			200,	000	H26.10.31	野田　剛彦	船橋市習志野台4-54-7-303	
寄附金			200,	000	H26.10.31	津曲　俊明	船橋市高根台7-33-1-314	
この頁の小計		3	300,	000				
その他の支出								
合　計								

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（2）．政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　⑦．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　寄附金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
寄附金			200	000	H26.10.31	貴風会	市川市南八幡4-7-3本八幡グリーンプラザ402	
寄附金			200	000	H26.10.31	石原よしのりと明日の市川を創る会	市川市真間4-11-C202	
寄附金			200	000	H26.10.31	岡野　純子	浦安市明海4-2-11-1902	
寄附金			200	000	H26.10.31	藤井俊行後援会	流山市西初石1-776-36	
寄附金			200	000	H26.10.31	永野　正敏	柏市豊四季816-515-102	
寄附金			200	000	H26.10.31	飯塚　誠	我孫子市湖北台10-10-4	
寄附金			200	000	H26.10.31	広瀬義積後援会	四街道市さちが丘1-22-5	
寄附金			200	000	H26.10.31	吉本きみ子と市民の会	四街道市大日118-13	
寄附金			200	000	H26.10.31	すずき陽介を育てる会	四街道市和良比915-3	
寄附金			200	000	H26.10.31	桐生政広後援会	佐倉市中志津３－９－１	
寄附金			200	000	H26.10.31	高木　大輔	佐倉市上志津1599-6	
寄附金			200	000	H26.10.31	海保　茂喜	成田市荒海5-4	
寄附金			200	000	H26.10.31	いとう昌一後援会	成田市宝田1122	
この頁の小計		2	600	000				
その他の支出								
合計								

→ ※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表（その15-2）へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　⑦．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　寄附金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
寄附金			200,	000	H26.10.31	鎌倉金後援会	銚子市愛宕町3212-1-1	
寄附金			200,	000	H26.10.31	前田正志後援会	茂原市東茂原16-181	
寄附金			200,	000	H26.10.31	飯嶋桂後援会	千葉県山武郡九十九里町片貝1345	
寄附金			200,	000	H26.10.31	佐藤　繁夫	富里市御料952	
寄附金			200,	000	H26.10.31	栗原　恒治	富里市十倉185-453	
寄附金			200,	000	H26.10.31	梨の会	鎌ヶ谷市北中沢3-10-31	
この頁の小計		1,	200,	000				
その他の支出				0				
合計		13,	900,	000				

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　⑦．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交付金			60	000	H26.2.28	民主党千葉県第2総支部	八千代市萱田2237-16　タキノビル1F	
交付金			60	000	H26.3.19	民主党千葉県第7区総支部	流山市西初石1-776-36	
交付金			300	000	H26.4.1	民主党千葉県第7区総支部	流山市西初石1-776-36	
交付金			70	000	H26.5.23	民主党千葉県第11区総支部	茂原市小林1978-31	
交付金			70	000	H26.5.23	民主党千葉県第12区総支部	木更津市東太田1-9-30	
交付金			80	000	H26.6.25	民主党千葉県第8区総支部	柏市亀甲台町1-14-1	
交付金			50	000	H26.7.15	民主党千葉県第2総支部	八千代市萱田2237-16　タキノビル1F	
交付金			50	000	H26.7.15	民主党千葉県第7区総支部	流山市西初石1-776-36	
交付金		2	000	000	H26.11.25	民主党千葉県第1区総支部	千葉市中央区富士見2-9-28　第1山崎ビル6階	
交付金		1	000	000	H26.11.25	民主党千葉県第2総支部	八千代市萱田2237-16　タキノビル1F	
交付金		2	000	000	H26.11.25	民主党千葉県第3総支部	市原市八幡1693-3	
交付金		2	000	000	H26.11.25	民主党千葉県第4区総支部	船橋市薬円台6-6-8-202	
交付金		2	000	000	H26.11.25	民主党千葉県第5区総支部	市川市南八幡4-12-5　京成サンコーポ市川1306号	
この頁の小計		9	740	000				
その他の支出								
合計								

→ ※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　　5．その他の事業費 2．選挙関係費　　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　　⑦．寄附・交付金 4．宣伝事業費　　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交付金	1,000,000	H26.11.25	民主党千葉県第7区総支部	流山市西初石1-776-36	
交付金	1,000,000	H26.11.25	民主党千葉県第8総支部	柏市千代田1-5-50	
交付金	2,000,000	H26.11.25	民主党千葉県第9区総支部	佐倉市西志津1-20-4　エステートA	
交付金	2,000,000	H26.11.25	民主党千葉県第10区総支部	香取市佐原ロ2164-2	
交付金	500,000	H26.11.25	民主党千葉県第11区総支部	茂原市小林1978-31	
交付金	500,000	H26.11.25	民主党千葉県第12区総支部	木更津市東太田1-9-30	
交付金	2,000,000	H26.11.25	民主党千葉県第13区総支部	鎌ヶ谷市鎌ヶ谷3-3-40　東ビル1階	
交付金	1,000,000	H26.11.25	民主党千葉県参議院選挙区第4総支部	柏市中央町5-21-705	
交付金	1,000,000	H26.11.25	民主党千葉県参議院選挙区第5総支部	千葉市中央区新千葉2-1-6　第1石橋ビル2F　204号	
交付金	2,000,000	H26.11.26	民主党千葉県第6区総支部	松戸市岩瀬153-17セッツ松戸1F	
交付金	300,000	H26.12.1	民主党千葉県第2総支部	八千代市萱田2237-16　タキノビル1F	
交付金	120,000	H26.12.3	民主党千葉県第2総支部	八千代市萱田2237-16　タキノビル1F	
交付金	120,000	H26.12.3	民主党千葉県第7区総支部	流山市西初石1-776-36	
この頁の小計	13,540,000				
その他の支出					
合計					

→ ※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　⑦．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交付金			270	000	H26.12.3	民主党千葉県第8総支部	柏市千代田1-5-50	
交付金			120	000	H26.12.3	民主党千葉県第11区総支部	茂原市小林1978-31	
交付金			120	000	H26.12.3	民主党千葉県第12区総支部	木更津市東太田1-9-30	
この頁の小計			510	000				
その他の支出			1,200	000				
合計			24,990	000				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表（その15-2）へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　７．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　⑧．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （貸付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
貸付金			300	000	H26.4.2	小椋直樹	野田市岩名2023-35	
貸付金			300	000	H26.4.15	滝本恵一	野田市木間ヶ瀬4874-8	
貸付金			300	000	H26.10.8	平田悦子	君津市南子安9-5-11	
この頁の小計			900	000				
その他の支出				0				
合計			900	000				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その16)

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額				年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
				十億	百万	千	円				
			寄附・交付金			60,000		H26.2.28	民主党千葉県第２総支部	八千代市萱田2237-16　タキノビル1F	
			寄附・交付金			60,000		H26.3.19	民主党千葉県第7区総支部	流山市西初石1-776-36	
			寄附・交付金			300,000		H26.4.1	民主党千葉県第7区総支部	流山市西初石1-776-36	
			寄附・交付金			70,000		H26.5.23	民主党千葉県第11区総支部	茂原市小林1978-3	
			寄附・交付金			70,000		H26.5.23	民主党千葉県第12区総支部	木更津市東太田1-9-30	
			寄附・交付金			80,000		H26.6.25	民主党千葉県第8区総支部	柏市亀甲台町1-14-1	
			寄附・交付金			50,000		H26.7.15	民主党千葉県第2総支部	八千代市萱田2237-16　タキノビル1F	
			寄附・交付金			50,000		H26.7.15	民主党千葉県第7区総支部	流山市西初石1-776-36	
			寄附・交付金		2	000,000		H26.11.25	民主党千葉県第1区総支部	千葉市中央区富士見2-9-28　第1山崎ﾋﾞﾙ6階	
			寄附・交付金		1	000,000		H26.11.25	民主党千葉県第2総支部	八千代市萱田2237-16　タキノビル1F	
			寄附・交付金		2	000,000		H26.11.25	民主党千葉県第3総支部	市原市八幡1693-3	
			寄附・交付金		2	000,000		H26.11.25	民主党千葉県第4区総支部	船橋市薬円台6-6-8-202	
			寄附・交付金		2	000,000		H26.11.25	民主党千葉県第5区総支部	市川市南八幡4-12-5　京成ｻﾝｺｰﾎﾟ市川1306号	
			寄附・交付金		1	000,000		H26.11.25	民主党千葉県第7区総支部	流山市西初石1-776-36	
			寄附・交付金		1	000,000		H26.11.25	民主党千葉県第8総支部	柏市千代田1-5-50	
8	0	0	この頁の小計		11	740,000					
9	0	0	合計								

（その16）

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			寄附・交付金	2,000,000	H26.11.25	民主党千葉県第９区総支部	佐倉市西志津1-20-4　エステートＡ	
			寄附・交付金	2,000,000	H26.11.25	民主党千葉県第10区総支部	香取市佐原ロ2164-2	
			寄附・交付金	500,000	H26.11.25	民主党千葉県第11区総支部	茂原市小林1978-31	
			寄附・交付金	500,000	H26.11.25	民主党千葉県第12区総支部	木更津市東太田1-9	
			寄附・交付金	2,000,000	H26.11.25	民主党千葉県第13区総支部	鎌ヶ谷市鎌ヶ谷3-3-40　東ビル1階	
			寄附・交付金	1,000,000	H26.11.25	民主党千葉県参議院選挙区第4総支部	柏市中央町5-21-705	
			寄附・交付金	1,000,000	H26.11.25	民主党千葉県参議院選挙区第5総支部	千葉市中央区新千葉2-1-6　第1石橋ビル2F　204号	
			寄附・交付金	2,000,000	H26.11.26	民主党千葉県第6区総支部	松戸市岩瀬153-1アセッツ松戸1F	
			寄附・交付金	300,000	H26.12.1	民主党千葉県第2総支部	八千代市萱田2237-16　タキノビル1F	
			寄附・交付金	120,000	H26.12.3	民主党千葉県第2総支部	八千代市萱田2237-16　タキノビル1F	
			寄附・交付金	120,000	H26.12.3	民主党千葉県第7区総支部	流山市西初石1-776-36	
			寄附・交付金	270,000	H26.12.3	民主党千葉県第8総支部	柏市千代田1-5-50	
			寄附・交付金	120,000	H26.12.3	民主党千葉県第11区総支部	茂原市小林1978-31	
			寄附・交付金	120,000	H26.12.3	民主党千葉県第12区総支部	木更津市東太田1-9-3	
			寄附・交付金	30,000	H26.1.27	民主党千葉県第11区総支部	茂原市小林1978-31	
8	0	0	この頁の小計	12,080,000				
9	0	0	合計					

(その16)

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額				年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
				十億	百万	千	円				
			寄附・交付金			30,	000	H26. 2. 25	民主党千葉県第11区総支部	茂原市小林1978-31	
			寄附・交付金			30,	000	H26. 3. 25	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H26. 4. 25	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H26. 6. 25	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H26. 7. 25	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H26. 8. 25	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H26. 9. 25	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H26. 10. 24	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H26. 1. 27	民主党千葉県第12区総支部	木更津市東太田1-9-30	
			寄附・交付金			30,	000	H26. 2. 25	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H26. 3. 25	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H26. 4. 25	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H26. 6. 25	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H26. 7. 25	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H26. 8. 25	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計			450,	000				
9	0	0	合計								

(その16)

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			寄附・交付金	30,000	H26.9.25	民主党千葉県第12区総支部	木更津市東太田1-9-30	
			寄附・交付金	30,000	H26.10.24	〃	〃	
			寄附・交付金	30,000	H26.3.25	民主党千葉県第２総支部	八千代市萱田2237-16　タキノビル1F	
			寄附・交付金	30,000	H26.4.25	〃	〃	
			寄附・交付金	30,000	H26.5.23	〃	〃	
			寄附・交付金	30,000	H26.6.25	〃	〃	
			寄附・交付金	30,000	H26.7.25	〃	〃	
			寄附・交付金	30,000	H26.8.25	〃	〃	
			寄附・交付金	30,000	H26.9.25	〃	〃	
			寄附・交付金	30,000	H26.10.24	〃	〃	
			寄附・交付金	30,000	H26.4.25	民主党千葉県第７区総支部	流山市西初石1-776-36	
			寄附・交付金	30,000	H26.5.23	〃	〃	
			寄附・交付金	30,000	H26.6.25	〃	〃	
			寄附・交付金	30,000	H26.7.25	〃	〃	
			寄附・交付金	30,000	H26.8.25	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計	450,000				
9	0	0	合計					

(その16)

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額 十億	百万	千	円	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			寄附・交付金			30,	000	H26. 9. 25	民主党千葉県第７区総支部	流山市西初石1-776-36	
			寄附・交付金			30,	000	H26. 10. 24	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H26. 4. 1	民主党千葉県第８区総支部	柏市亀甲台町1-14-1	
			寄附・交付金			30,	000	H26. 4. 25	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H26. 5. 23	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H26. 7. 25	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H26. 8. 25	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H26. 9. 25	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H26. 10. 24	民主党千葉県第８総支部	柏市千代田1-5-50	
			機関紙誌の発行事業			106,	375	H26. 6. 3	民主党プレス民主編集部	東京都千代田区永田町1-11-1	
			機関紙誌の発行事業			111,	900	H26. 11. 13	民主党プレス民主編集部	東京都千代田区永田町1-11-1	
8	0	0	この頁の小計			488,	275				
9	0	0	合計		25,	208,	275				

(その17)

資　産　等　の　状　況

全団体必要

1　資産等の総括表

資産等の有無						
資産等の項目別区分	14		16	有 ※注(3)参照 88	無	備考
ア　土地	0	1	0	☐	☑	
イ　建物	0	2	0	☐	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	0	3	0	☐	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	0	4	0	☑	☐	
オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	0	5	0	☐	☑	
カ　金銭信託	0	6	0	☐	☑	
キ　有価証券	0	7	0	☐	☑	
ク　出資による権利	0	8	0	☐	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	0	9	0	☐	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	1	0	0	☑	☐	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	1	1	0	☐	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	1	2	0	☐	☑	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。
(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。
(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

(その18)

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳	項目別区分	(該当する項目に○) 01 土地　04 動産　07 有価証券　10 敷金 02 建物　05 預金等　08 出資　11 会員権等 03 地上権等　06 金銭信託　09 貸付金　12 借入金

			摘要	金額				年月日	備考
				十億	百万	千	円		
			街頭宣伝車		4,	657,	951	H22.2.23	1台
			印刷機		1,	100,	000	H18.6.27	1台
8	0	0	この頁の小計		5,	757,	951		
9	0	0	合計		5,	757,	951		

注意(1)資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。
(2)「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

(その18)

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳	項目別区分	(該当する項目に○) 01 土地　04 動産　07 有価証券　(10) 敷金 02 建物　05 預金等　08 出資　11 会員権等 03 地上権等　06 金銭信託　09 貸付金　12 借入金

	摘要	金額				年月日	備考
		十億	百万	千	円		
	有限会社　芳野総業		1,	191,	828	H17.2.22	
800	この頁の小計		1,	191,	828		
900	合計		1,	191,	828		

注意(1)資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。
(2)「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

(その20)

全団体必要

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

☑ 領収書等の写し

☐ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

※添付した書類の「☐」に「✓」を付すこと。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 27 年 3 月 6 日

政治団体の名称　民主党千葉県総支部連合会

会計責任者の氏名　田中　信行　㊞

（以下は解散届提出時のみ記入）

（代表者の氏名　　㊞）

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要